

定 款

株 式 会 社 不 二 越

株式会社 不二越 定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は株式会社不二越と称し、英文では NACHI - FUJIKOSHI CORP. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 下記製品およびその部分品の製造、販売、修理、エンジニアリング、賃貸借に関する事業
 - (1) 工具、軸受、工作機械、ロボット、油圧機器、空圧機器、減速機、計測機器、金型、工業炉およびその他関連機器
 - (2) 公害防止装置および機器
 - (3) 特殊鋼、鋳鋼、鋳鉄、非鉄合金、超硬合金、ダイヤモンド、セラミックスおよび合成樹脂
 - (4) 産業機械、精密機械、輸送機械、電気機械、電子機器、医療用具、食品加工機械およびその他関連機器
2. 不動産の売買、管理、運用ならびに流通関連事業
3. 建築・土木工事等の設計、施工、管理に関する事業
4. 情報通信、情報処理、情報提供に関するサービスならびにハードウェアおよびソフトウェアの開発、販売、賃貸借に関する事業
5. 貨物自動車運送業、倉庫業
6. 損害保険代理業、生命保険の募集に関する業務、総合リース業、貸金業、有価証券の運用・売買に関する事業
7. 労働者派遣業、病院の経営ならびに教育・福祉・スポーツ・宿泊・駐車場施設の運営、管理に関する事業
8. 前各号に付帯または関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は本店を東京都港区におく。

(機 関)

第 4 条 当社は株主総会および取締役のほか次の機関をおく。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞および富山市において発行される北日本新聞に掲載する。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は6,000万株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則の定めるところにより、その有する単元未満株式の数とあわせて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は株主名簿管理人をおく。

株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定めこれを公告する。

当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第 11 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか取締役会で定める「株式取扱規則」による。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 12 条 定時株主総会は事業年度末日から 3 か月以内にこれを招集する。

前項のほか必要がある場合は臨時株主総会を招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年11月30日とする。

(招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は取締役会の決議に基づき社長が招集し、その議長となる。

2. 社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。

会社法第309条第2項の規定に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行なう。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。ただし株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(買収防衛策の導入等)

第 18 条 当会社の株主総会においては、法令または本定款に別段の定めがある事項のほか、当会社株式の大規模買付行為に関する対応策（以下「買収防衛策」という。）の導入、継続、廃止または変更についても、その決議により決定することができる。

2. 前項に定める買収防衛策の導入、継続、廃止または変更とは、当会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するために、当会社の発行する株式その他の権利の買付行為に関して、当該買付行為を行なおうとする者が遵守すべき手続およびこれに違反する者等に対する対抗措置等を当会社が定め、その適用を継続し、廃止または変更することをいう。

第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第 19 条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、14名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする

(選 任)

第 20 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会で選任し、その決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

2. 取締役の選任決議については累積投票によらない。

(代表取締役および役付取締役)

第 21 条 取締役会はその決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2. 取締役会はその決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

(任 期)

第 22 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第 23 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 24 条 当会社は、会社法第426条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第 1 項の規定により、業務執行取締役等でない取締役との間に、同法第423条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(取締役会の招集)

第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 26 条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 27 条 当社は取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該提案を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第 28 条 取締役会に関する事項については、法令または本定款のほか取締役会で定める「取締役会規則」による。

第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 29 条 監査等委員会はその決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集)

第 30 条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規則)

第 31 条 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか監査等委員会で定める「監査等委員会規則」による。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 32 条 当社の事業年度は毎年12月1日から翌年11月30日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 33 条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 34 条 当社の期末配当の基準日は、毎年11月30日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年5月31日とする。

3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 35 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

附 則

(監査役の実任免除に関する経過措置)

第 1 条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、第140期定時株主総会終結前の行為に関する同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を、法令の限度において免除することができる。

(電子提供措置等に関する経過措置)

第 2 条 会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。

2. 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

最近における定款の改正

- 平成 4 年 2 月27日改正
- 平成 6 年 2 月25日改正
- 平成10年 2 月26日改正
- 平成14年 2 月22日改正
- 平成15年 2 月21日改正
- 平成17年 2 月18日改正
- 平成19年 2 月21日改正
- 平成20年 2 月20日改正
- 平成21年 2 月20日改正
- 平成27年 2 月19日改正
- 平成30年 2 月21日改正
- 令和 5 年 2 月22日改正